

#### 4) 悪臭

##### ① 悪臭防止法

悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号、最終改正：令和 4 年法律第 68 号）では、事業活動に伴って発生する悪臭原因物質のうちアンモニア等 22 物質の特定悪臭物質濃度による規制又は多種多様な複合臭等に対応可能な、人の嗅（きゅう）覚を用いた臭気指数による規制を行うことされており、尼崎市では特定悪臭物質濃度による規制が行われている。

敷地境界における特定悪臭物質濃度による規制基準は 22 物質が定められている。また、工場その他の事業場の気体排出口においては流量による規制基準、事業場から排出される排出水中の濃度に係る規制基準がある。悪臭防止法に基づく規制基準を表 3-47(1)～(2)に示す。

調査対象区域全域が、悪臭防止法に基づく規制地域に指定されている。

表 3-47(1) 悪臭防止法に基づく規制基準

単位：ppm

特定悪臭物質	規制基準
アンモニア	1
メチルメルカプタン	0.002
硫化水素	0.02
硫化メチル	0.01
二硫化メチル	0.009
トリメチルアミン	0.005
アセトアルデヒド	0.05
プロピオンアルデヒド	0.05
ノルマルブチルアルデヒド	0.009
イソブチルアルデヒド	0.02
ノルマルバレニアルデヒド	0.009
イソバレニアルデヒド	0.003
イソブタノール	0.9
酢酸エチル	3
メチルイソブチルケトン	1
トルエン	10
スチレン	0.4
キシレン	1
プロピオン酸	0.03
ノルマル酪酸	0.001
ノルマル吉草酸	0.0009
イソ吉草酸	0.001

出典：「悪臭防止法施行規則」

（昭和 47 年総理府令第 39 号、最終改正：令和 6 年環境省令第 17 号）

「悪臭防止法の規定に基づく規制地域の指定及び規制基準について」

（平成 13 年尼崎市告示第 103 号）

表 3-47(2) 悪臭防止法に基づく規制基準

**〔排出口〕**

特定悪臭物質の種類ごとに、敷地境界線の地表における許容限度を基礎として、次の式により算出して得た流量を許容限度とする。

$$q=0.108 \times He^2 \cdot Cm$$

ここで、 $q$  : 流量 (m<sup>3</sup>N/時)  
 $He$ : 補正された排出口の高さ (m)  
 $Cm$ : 特定悪臭物質の規制基準 (ppm)

次項に規定する方法により補正された排出口の高さが五メートル未満となる場合については、この式は、適用しないものとする。排出口の高さの補正は、次の算式により行うものとする。

$$He=Ho+0.65(Hm+Ht)$$

$$Hm=(0.795\sqrt{(Q \cdot V)}) / (1+(2.58/V))$$

$$Ht=2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T-288) \cdot \{2.30 \log J + (1/J)-1\}$$

$$J=(1/\sqrt{(Q \cdot V)}) \times \{1460-296 \times (V/(T-288))\} + 1$$

これらの式において、 $He$ 、 $Ho$ 、 $Q$ 、 $V$ 及び $T$ は、それぞれ次の値を表すものとする。

$He$  補正された排出口の高さ (m)  
 $Ho$  排出口の実高さ (m)  
 $Q$  温度十五度における排出ガスの流量 (m<sup>3</sup>/秒)  
 $V$  排出ガスの排出速度 (m/秒)  
 $T$  排出ガスの温度 (K)

特定悪臭物質	メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。
--------	---

**〔排水水〕**

特定悪臭物質の種類ごとに、次の式により算出して得た排水水中の濃度を許容限度とする。

$$CLm=k \times Cm$$

この式において、 $CLm$ 、 $k$ 及び $Cm$ は、それぞれ次の値を表すものとする。

$CLm$  : 排水水中の濃度 (mg/ℓ)  
 $k$  : 下表に掲げる特定悪臭物質の種類及び当該事業場から敷地外に排出される排水の量ごとに定められた値 (mg/ℓ)  
 $Cm$  : 特定悪臭物質の規制基準 (ppm)

特定悪臭物質	アンモニア、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレールアルデヒド、イソバレールアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キシレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。 なお、メチルメルカプタンについては、算出した排水水中の濃度の値が0.002mg/ℓ未満の場合に係る排水中の濃度の許容限度は、当分の間、0.002mg/ℓとする。
--------	--

特定悪臭物質の種類及び当該事業場から敷地外に排出される排水の量ごとに定められた値(k)

項目	事業場から敷地外に排出される排水の量	mg/ℓ
メチルメルカプタン	0.001m <sup>3</sup> /秒以下の場合	16
	0.001m <sup>3</sup> /秒を超え、0.1m <sup>3</sup> /秒以下の場合	3.4
	0.1m <sup>3</sup> /秒を超える場合	0.71
硫化水素	0.001m <sup>3</sup> /秒以下の場合	5.6
	0.001m <sup>3</sup> /秒を超え、0.1m <sup>3</sup> /秒以下の場合	1.2
	0.1m <sup>3</sup> /秒を超える場合	0.26
硫化メチル	0.001m <sup>3</sup> /秒以下の場合	32
	0.001m <sup>3</sup> /秒を超え、0.1m <sup>3</sup> /秒以下の場合	6.9
	0.1m <sup>3</sup> /秒を超える場合	1.4
二硫化メチル	0.001m <sup>3</sup> /秒以下の場合	63
	0.001m <sup>3</sup> /秒を超え、0.1m <sup>3</sup> /秒以下の場合	14
	0.1m <sup>3</sup> /秒を超える場合	2.9

出典：「悪臭防止法施行規則」

(昭和47年総理府令第39号、最終改正：令和6年環境省令第17号)

「悪臭防止法の規定に基づく規制地域の指定及び規制基準について」

(平成13年尼崎市告示第103号)

## 5) 水質汚濁

### ① 環境基本法

調査対象区域を含む尼崎市では、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号、最終改正：令和 3 年法律第 36 号）に基づく環境基準と、尼崎市の環境をまもる条例（平成 12 年尼崎市条例第 51 号、最終改正：令和 7 年尼崎市条例第 33 号）第 20 条第 1 項の規定に基づく尼崎市における環境上の基準が定められている。

調査対象区域の水質環境類型指定及び水域区分一覧は表 3-48 に、調査対象区域の水質環境類型及び水域区分は図 3-27 に示すとおりである。調査対象区域の河川及び海域には、環境基準が設定された水質環境類型と、環境上の基準が設定された水域区分が指定された水域がある。

人の健康の保護に関する環境基準及び環境上の基準は表 3-49 に、生活環境の保全に関する環境基準及び環境上の基準は表 3-50(1)～(2)、表 3-51(1)～(4)に示すとおりである。

また、地下水の水質汚濁に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準も定められており、地下水の水質汚濁に係る環境基準は表 3-52 に示すとおりである。

表 3-48 調査対象区域の水質環境類型及び水域区分一覧

区分	河川名等	環境基準 水質環境類型	環境上の基準 水域区分
河川	庄下川	C 類型	2級水域
	蓬川	—	2級水域
	中島川	B 類型（生物 B）	1級水域
	左門殿川	B 類型（生物 B）	1級水域
	神崎川	B 類型（生物 B）	1級水域
	淀川	C 類型	—
海域	大阪湾（開門）	C 類型（生物 A）	運河
	大阪湾（尼崎港）	C 類型（生物 A）	海域

注 1) 表中の“—”は、環境類型若しくは水域区分が設定されていないことを示す。

注 2) 淀川及び神崎川は大阪府下河川であるが、類型指定に関しては掲載した。

出典：「尼崎市環境監視センター報（令和 5 年度）」（令和 7 年 3 月、尼崎市経済環境局）

「大気の汚染、水質の汚濁、騒音等に係る環境上の基準について」

（平成 13 年尼崎市告示第 26 号、最終改正：平成 27 年尼崎市告示第 142 号）

表 3-49 人の健康の保護に関する環境基準及び環境上の基準

単位：mg/L

項目	環境基本法に基づく 環境基準	尼崎市の環境をまもる条例 に基づく環境上の基準
カドミウム	0.003 以下	0.003 以下
全シアン	検出されないこと。	検出されないこと。
鉛	0.01 以下	0.01 以下
六価クロム	0.02 以下	0.05 以下
砒素	0.01 以下	0.01 以下
総水銀	0.0005 以下	0.0005 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02 以下	0.02 以下
四塩化炭素	0.002 以下	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	0.1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	0.006 以下
トリクロロエチレン	0.01 以下	0.01 以下
テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	0.002 以下
チウラム	0.006 以下	0.006 以下
シマジン	0.003 以下	0.003 以下
チオベンカルブ	0.02 以下	0.02 以下
ベンゼン	0.01 以下	0.01 以下
セレン	0.01 以下	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下	10 以下
ふっ素	0.8 以下	0.8 以下
ほう素	1 以下	1 以下
1,4-ジオキサン	0.05 以下	0.05 以下

注1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

注2) 「検出されないこと。」とは、告示別表に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

注3) 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

注4) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格 K0102（以下「規格」という。）43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと、規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

注5) 六価クロムについては、令和6年4月に水質汚濁防止法に基づく排水基準の改正により環境基準値の変更が行われた。尼崎市による基準値の変更はなし。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」

（昭和46年環境庁告示第59号、最終改正：令和7年環境省告示第5号）

「大気汚染、水質汚濁、騒音に係る環境上の基準について」

（平成13年尼崎市告示第26号、最終改正：平成27年尼崎市告示第142号）

表 3-50(1) 生活環境の保全に関する環境基準及び環境上の基準【河川（湖沼を除く）】  
（利用目的の適応性に対する基準）

項目 類型 水域区分	利用目的の 適応性	基準値					
		水素イオン 濃度 (pH) (-)	生物化学的 酸素要求量 (BOD) (mg/L)	浮遊物質 量 (SS) (mg/L)	溶存酸素量 (DO) (mg/L)	大腸菌数 (CFU/100mL)	
環境基本法	AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1以下	25以下	7.5以上	20以下
	A	水道2級 水産1級 及びB以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2以下	25以下	7.5以上	300以下
	B	水道3級 水産2級 及びC以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3以下	25以下	5以上	1,000以下
	C	水道3級 工業用水1級 及びD以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5以下	50以下	5以上	—
	D	工業用水2級 農業用水 及びEの 欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8以下	100以下	2以上	—
	E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10以下	ごみ等の浮遊 が認められない こと。	2以上	—
尼 崎 市 の 環 境 を	1級水域		6.5以上 8.5以下	3以下	20以下	5以上	5,000以下
	2級水域		6.5以上 8.5以下	5以下	30以下	5以上	—
	3級水域		6.5以上 8.5以下	8以下	50以下	3以上	—

注1) 基準値は、日間平均値とする。

注2) “—”は当該項目に基準が設定されていないことを示す。

注3) 尼崎市の環境をまもる条例に基づく環境上の基準において、測定及び評価の方法並びに基準値等の解釈は、環境基本法第16条第1項の規定による基準に準ずるものとする。

注4) 環境基本法の各利用目的は以下を示す。

自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

注5) 大腸菌数については、令和7年4月に水質汚濁防止法に基づく排水基準の改正により環境基準値の変更が行われた。

尼崎市は大腸菌数の基準値が設けられていないため、大腸菌群数（MPN/100mL）を示す。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」

（昭和46年環境庁告示第59号、最終改正：令和7年環境省告示第5号）

「大気の汚染、水質の汚濁、騒音に係る環境上の基準について」

（平成13年尼崎市告示第26号、最終改正：平成27年尼崎市告示第142号）

表 3-50(2) 生活環境の保全に関する環境基準及び環境上の基準【河川（湖沼を除く）】  
 （水生生物の生息状況の適応性に対する基準）

単位：mg/L

項目 類型	水生生物の 生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキル ベンゼンスルホン 酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03以下	0.001以下	0.03以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03以下	0.0006以下	0.02以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03以下	0.002以下	0.05以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03以下	0.002以下	0.04以下

注) 基準値は、年間平均値とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」

（昭和46年環境庁告示第59号、最終改正：令和7年環境省告示第5号）

表 3-51(1) 生活環境の保全に関する環境基準及び環境上の基準（海域）

項目 類型 水域区分	利用目的の 適応性	基準値					
		水素イオン 濃度 (pH) (一)	化学的 酸素要求量 (COD) (mg/L)	溶存酸素量 (DO) (mg/L)	大腸菌数 (CFU/100mL)	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)	
環境基本法	A	水産1級、自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2以下	7.5以下	20以下	検出されないこと
	B	水産2級、工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3以下	5以下	—	検出されないこと
	C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8以下	2以下	—	—
尼崎市の環境を まもる条例	運河		7.0以上 8.3以下	8以下	2以下	—	—
	海域		7.0以上 8.3以下	3以下	5以下	50,000以下	検出されないこと

注1) 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100mL 以下とする。

注2) “—”は当該項目に基準が設定されていないことを示す。

注3) 測定及び評価の方法並びに基準値等の解釈は、環境基本法第16条第1項の規定による基準に準ずるものとする。

注4) 環境基本法における各利用目的は以下を示す。

自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用

水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用

環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度

注5) 大腸菌数については、令和7年4月に水質汚濁防止法に基づく排水基準の改正により環境基準値の変更が行われた。

尼崎市は大腸菌数の基準値が設けられていないため、大腸菌群数 (MPN/100mL) を示す。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」

(昭和46年環境庁告示第59号、最終改正：令和7年環境省告示第5号)

「大気の汚染、水質の汚濁、騒音等に係る環境上の基準について」

(平成13年尼崎市告示第26号、最終改正：平成27年尼崎市告示第142号)

表 3-51 (2) 生活環境の保全に関する環境基準及び環境上の基準（海域）

単位：mg/L

項目 類型	水生生物の 生息状況の適応性	基準値		
		全窒素	全りん	
環境 基本 法	I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2以下	0.02以下
	II	水産1種、水浴及びIII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3以下	0.03以下
	III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6以下	0.05以下
	IV	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1以下	0.09以下
尼 崎 市 の 環 境 を	運河	—	—	
	海域	1以下	0.09以下	

注1) 基準値は、年間平均値とする。

注2) “—”は当該項目に基準が設定されていないことを示す。

注3) 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

注4) 各利用目的は以下を示す。

自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」

(昭和46年環境庁告示第59号、最終改正：令和7年環境省告示第5号)

「大気汚染、水質汚濁、騒音等に係る環境上の基準について」

(平成13年尼崎市告示第26号、最終改正：平成27年尼崎市告示第142号)

表 3-51 (3) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

単位：mg/L

項目 類型	水生生物の 生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキル ベンゼンスルホン 酸及びその塩
生物A	水生生物の生息する水域	0.02以下	0.001以下	0.01以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の 産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育 場として特に保全が必要な水域	0.01以下	0.0007以下	0.006以下

注) 基準値は、年間平均値とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」

(昭和46年環境庁告示第59号、最終改正：令和7年環境省告示第5号)

表 3-51(4) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

単位：mg/L

項目 類型	水生生物の 生息状況の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0以上
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0以上
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0以上

注1) 基準値は、日間平均値とする。

注2) 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」

(昭和46年環境庁告示第59号、最終改正：令和7年環境省告示第5号)

表 3-52 地下水の水質汚濁に係る環境基準と環境上の基準

単位：mg/L

項目	環境基本法に基づく 環境基準	尼崎市の環境をまもる条例 に基づく環境上の基準
カドミウム	0.003 以下	0.003 以下
全シアン	検出されないこと。	検出されないこと。
鉛	0.01 以下	0.01 以下
六価クロム	0.02 以下	0.05 以下
砒素	0.01 以下	0.01 以下
総水銀	0.0005 以下	0.0005 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02 以下	0.02 以下
四塩化炭素	0.002 以下	0.002 以下
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビ ニルモノマー)	0.002 以下	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	0.1 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	0.006 以下
トリクロロエチレン	0.01 以下	0.01 以下
テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	0.002 以下
チウラム	0.006 以下	0.006 以下
シマジン	0.003 以下	0.003 以下
チオベンカルブ	0.02 以下	0.02 以下
ベンゼン	0.01 以下	0.01 以下
セレン	0.01 以下	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下	10 以下
ふっ素	0.8 以下	0.8 以下
ほう素	1 以下	1 以下
1,4-ジオキサン	0.05 以下	0.05 以下

注1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

注2) 「検出されないこと。」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

注3) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

注4) 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

注5) 六価クロムについては、令和6年4月に水質汚濁防止法に基づく排水基準の改正により環境基準値の変更が行われた。尼崎市による基準値の変更はなし。

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」

(平成9年環境庁告示第10号、最終改正：令和3年環境省告示第63号)

「大気の汚染、水質の汚濁、騒音等に係る環境上の基準について」

(平成13年尼崎市告示第26号、最終改正：平成27年尼崎市告示第142号)



図 3-27 調査対象区域の水質環境類型及び水域区分

## ② 水質汚濁防止法

水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号、最終改正：令和 4 年法律第 68 号）では、汚水又は廃液を排出する一定の施設（特定施設）を設置する工場又は事業場（特定事業場）で、公共用水域に排水を排出する特定事業場を規制の対象とし、その排水について排水基準を定めている。

排水基準は、国で定める一律基準と水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づき、一律基準に代えて適用する上乘せ基準及び地方公共団体の条例で水質汚濁防止法の規制対象物質となっていない物質について規制する横出し基準がある。

一律基準は、排水基準を定める省令（昭和 46 年総理府令第 35 号、最終改正：令和 6 年環境省令第 4 号）により定められ、原則として有害物質は全ての特定事業場に、生活環境項目は日平均排水量が 50m<sup>3</sup> 以上の特定事業場に適用される。

兵庫県における上乘せ基準としては、水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の排水基準に関する条例（昭和 49 年兵庫県条例第 18 号、最終改正：令和 7 年兵庫県条例第 18 号）があり、有害物質に係る上乘せ基準を設けている。生活環境項目については、業種別、排水規模別の上乗せ基準を設け、日平均排水量 30m<sup>3</sup> 以上の特定事業場を対象まで裾下げを行い、水質汚濁防止法の規制対象より小規模な事業場まで規制対象としている。

兵庫県における横出し基準としては、環境の保全と創造に関する条例（平成 7 年兵庫県条例第 28 号、最終改正：令和 7 年兵庫県条例第 8 号）により、水質汚濁法及び瀬戸内海環境保全特別措置法で定められた特定事業場以外の工場等にも規制対象となる特定施設を横出し施設として定めている。

なお、水質汚濁防止法により、人口及び産業の集中等のため、排水規制のみでは閉鎖性水域における水質環境基準の達成が困難な項目に対して、指定地域にある日平均排水量 50m<sup>3</sup> 以上の特定事業場から、その水域に流入する汚濁負荷量を規制した総量規制基準が定められている。調査対象区域は総量規制の指定地域に指定されており、総量規制の指定項目は化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量である。

水質汚濁防止法等に基づく排水基準のうち、有害物質に係る排水基準を表 3-53 に、生活環境に係る排水基準を表 3-54 に示す。

表 3-53 水質汚濁防止法等に基づく排水基準（有害物質に係る排水基準）

単位：mg/L

項目	許容限度		
	水質汚濁防止法	水質汚濁防止法第3条第3項の排水基準に関する条例	環境の保全と創造に関する条例
カドミウム及びその化合物	0.03	0.03	0.03
シアン化合物	1	0.3	1
有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る）	1	0.3	1
鉛及びその化合物	0.1	0.1	0.1
六価クロム化合物	0.2	0.1	0.2
砒素及びその化合物	0.1	0.05	0.1
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005	—	0.005
アルキル水銀化合物	検出されないこと	—	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003	—	0.003
トリクロロエチレン	0.1	—	0.1
テトラクロロエチレン	0.1	—	0.1
ジクロロメタン	0.2	—	0.2
四塩化炭素	0.02	—	0.02
1,2-ジクロロエタン	0.04	—	0.04
1,1-ジクロロエチレン	1	—	1
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4	—	0.4
1,1,1-トリクロロエタン	3	—	3
1,1,2-トリクロロエタン	0.06	—	0.06
1,3-ジクロロプロペン	0.02	—	0.02
チウラム	0.06	—	0.06
シマジン	0.03	—	0.03
チオベンカルブ	0.2	—	0.2
ベンゼン	0.1	—	0.1
セレン及びその化合物	0.1	—	0.1
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域：10	—	海域以外の公共用水域：10
	海域：230	—	海域：230
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域：8	—	海域以外の公共用水域：8
	海域：15	—	海域：15
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量：100	—	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量：100
1,4-ジオキサン	0.5	—	0.5

注1) “—”は基準値が設定されていないことを示す。

注2) 六価クロムについては、令和6年4月に水質汚濁防止法に基づく排水基準の改正により環境基準値の変更が行われた。

出典：「排水基準を定める省令」（昭和46年総理府令第35号、最終改正：令和6年環境省令第4号）

「水質汚濁防止法第3条第3項の排水基準に関する条例」

（昭和49年兵庫県条例第18号、最終改正：令和7年兵庫県条例第18号）

「環境の保全と創造に関する条例」

（平成7年兵庫県条例第28号、最終改正：令和7年兵庫県条例第8号）

表 3-54 水質汚濁防止法に基づく排水基準（生活環境に係る排水基準）

項目	許容限度				環境の保全と 創造に関する条例
	水質汚濁 防止法	水質汚濁防止法第3条第3項の規定 に基づく排水基準に関する条例			
		日平均排出量 (m <sup>3</sup> )			
		30以上 100未満	100以上 400未満	400 以上	
水素イオン濃度 (水素指数) (pH)	5.8~8.6	—			5.8~8.6 海域は5.0~9.0
生物化学的酸素要求量 (BOD) (mg/L)	160 (120)	40 (30)	30 (20)	20 (10)	100 (80)
化学的酸素要求量 (COD) (mg/L)	160 (120)	40 (30)	30 (20)	20 (10)	100 (80)
浮遊物質 (SS) (mg/L)	200 (150)	50 (40)	40 (30)	30 (20)	90 (70)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量) (mg/L)	5	1			5
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油類含有量) (mg/L)	30	5			20
フェノール類含有量 (mg/L)	5	0.1			5
銅含有量 (mg/L)	3	0.5			3
亜鉛含有量 (mg/L) 注1)	2	1.5			2
溶解性鉄含有量 (mg/L)	10	2			10
溶解性マンガン含有量 (mg/L)	10	2			10
クロム含有量 (mg/L)	2	0.6			2
大腸菌数 (CFU/mL)	(800)	(200)			(800)
窒素含有量 (mg/L) 注2)	120 (60)	—			—
リン含有量 (mg/L) 注2)	16 (8)	—			—

注1) 表中の()内の数値は、日間平均値を示す。

日間平均による許容限度は、1日の排水水の平均的な汚染状態について定めたものである。

注2) 水質汚濁防止法に基づく排水基準は、1日当たりの平均的な排水水の量が50m<sup>3</sup>以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。

注3) 水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例における適用すべき区域は、漁業法(昭和24年法律第267号)第109条第2項に規定する瀬戸内海の海域及びこれに流入する公共用水域で、兵庫県に属する区域とする。また、日平均排水量30m<sup>3</sup>以上の特定事業場が対象となる。

注4) 生物学的酸素要求量についての排出基準は、海域及び湖沼に排出される排水には適用しない。

注5) 大腸菌数については、令和7年4月に水質汚濁防止法に基づく排水基準の改正により環境基準値の変更が行われた。

出典：「排水基準を定める省令。(昭和46年総理府令第35号、最終改正：令和6年環境省令第4号)

「水質汚濁防止法第3条第3項の排水基準に関する条例」

(昭和49年兵庫県条例第18号、最終改正：令和7年兵庫県条例第18号)

「環境の保全と創造に関する条例」

(平成7年兵庫県条例第28号、最終改正：令和7年兵庫県条例第8号)

さらに、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号、最終改正：令和4年法律第68号）においては、特定事業場から地下に浸透する水に関して、有害物質を含むものとして環境省令で定める要件に該当するものは、地下へ浸透させてはならないとしている。水質汚濁防止法に基づく地下水の浸透基準を表3-55に示す。

表 3-55 水質汚濁防止法に基づく地下水の浸透基準

項目		単位：mg/L 浸透基準
カドミウム及びその化合物		0.001
シアン化合物		0.1
有機燐化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る)		0.1
鉛及びその化合物		0.005
六価クロム化合物		0.04
砒素及びその化合物		0.005
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		0.0005
アルキル水銀化合物		0.0005
ポリ塩化ビフェニル		0.0005
トリクロロエチレン		0.002
テトラクロロエチレン		0.0005
ジクロロメタン		0.002
四塩化炭素		0.0002
1,2-ジクロロエタン		0.0004
1,1-ジクロロエチレン		0.002
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.004
1,1,1-トリクロロエタン		0.0005
1,1,2-トリクロロエタン		0.0006
1,3-ジクロロプロペン		0.0002
チウラム		0.0006
シマジン		0.0003
チオベンカルブ		0.002
ベンゼン		0.001
セレン及びその化合物		0.002
ほう素及びその化合物		0.2
ふっ素及びその化合物		0.2
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア又はアンモニウム化合物	0.7
	亜硝酸性化合物	0.2
	硝酸性化合物	0.2

出典：「水質汚濁防止法施行規則第六条の二の規定に基づく環境大臣が定める検定方法」  
(平成元年環境庁告示第39号、最終改正：平成13年環境省告示第35号)

### ③ 瀬戸内海環境保全特別措置法

「瀬戸内海環境保全特別措置法」（昭和 48 年法律第 110 号、最終改正：令和 4 年法律第 68 号）第 5 条第 1 項では、工場又は事業場から公共用水域に日最大 50m<sup>3</sup> 以上の水を排出する者が特定施設を設置しようとするときは、周辺公共用水域へ及ぼす影響を事前に評価した事前評価書を添付した許可申請書を知事（尼崎市の場合は市長）に提出し、許可を得なければならないとしている。

また、「水質汚濁防止法」（昭和 45 年法律第 138 号、最終改正：令和 4 年法律第 68 号）第 4 条の 3 及び「瀬戸内海環境保全特別措置法」第 12 条の 3 第 2 項の規定により「第 8 次水質総量削減計画」（平成 28 年、兵庫県）を策定し、水質汚濁負荷削減のための対策を推進している。

調査対象区域全域が、「瀬戸内海環境保全特別措置法」の対象となる。

#### ④ 下水道法

工場から公共下水道に排出される排水に対しては、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号、最終改正：令和 4 年法律第 68 号）及び尼崎市下水道条例（昭和 35 年尼崎市条例第 21 号、最終改正：平成 31 年尼ヶ崎市条例第 26 号）により特定事業場に係る下水排除基準が設けられている。

特定事業場に係る下水排除基準は、表 3-56(1)～(2)に示すとおりである。

表 3-56(1) 特定事業場に係る下水排除基準

項目	下水道法	尼崎市下水道条例
カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L以下	—
シアン化合物	1 mg/L以下	—
有機燐化合物	1 mg/L以下	—
鉛及びその化合物	0.1 mg/L以下	—
六価クロム化合物	0.2 mg/L以下	—
砒素及びその化合物	0.1 mg/L以下	—
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L以下	—
アルキル水銀化合物	検出されないこと	—
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	0.003 mg/L以下	—
トリクロロエチレン	0.1 mg/L以下	—
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L以下	—
ジクロロメタン	0.2 mg/L以下	—
四塩化炭素	0.02 mg/L以下	—
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L以下	—
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L以下	—
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L以下	—
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L以下	—
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L以下	—
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L以下	—
チウラム	0.06 mg/L以下	—
シマジン	0.03 mg/L以下	—
チオベンカルブ	0.2 mg/L以下	—
ベンゼン	0.1 mg/L以下	—
セレン及びその化合物	0.1 mg/L以下	—
ほう素及びその化合物	230 mg/L以下 (10 mg/L以下)	—
ふっ素及びその化合物	15 mg/L以下 (8 mg/L以下)	—
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L以下	—
フェノール類	5 mg/L以下	—
銅及びその化合物	3 mg/L以下	—
亜鉛及びその化合物	2 mg/L以下	—
鉄及びその化合物(溶解性)	10 mg/L以下	—
マンガン及びその化合物(溶解性)	10 mg/L以下	—
クロム及びその化合物	2 mg/L以下	—
ダイオキシン類	10 pg-TEQ/L以下	—

表 3-56(2) 特定事業場に係る下水排除基準

項目	下水道法	尼崎市下水道条例
温度	45℃以下	—
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	380 mg/L未満	—
水素イオン濃度 (pH)	5を越え 9 未満	5を越え 9 以下
生物化学的酸素要求量 (BOD)	5日間に600 mg/L未満	5日間に600 mg/L以下
浮遊物質 (SS)	600 mg/L未満	600 mg/L以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油	5 mg/L以下
	動植物油	30 mg/L以下
窒素含有量	240 mg/L未満	—
燐含有量	32 mg/L未満	—

注 1) 表中の“—”は当該項目に排除基準が設定されていないことを示す。

注 2) ほう素及びふっ素の ( ) は、「下水道法施行令」(昭和 34 年 4 月 22 日、政令第 147 号)における河川その他の公共の水域の基準。

注 3) 下水道法施行令においては、排水量が 50m<sup>3</sup>/日以上の特定期間が本基準の対象となる。

注 4) 六価クロムについては、令和 6 年 4 月に水質汚濁防止法に基づく排水基準の改正により環境基準値の変更が行われた。

出典：「下水道法施行令」(昭和 34 年政令第 147 号、最終改正：令和 6 年政令第 2 号)

「尼崎市下水道条例」(昭和 35 年条例第 21 号、最終改正：平成 31 年条例第 26 号)

## 6) 土壌汚染

### ① 環境基本法

調査対象区域を含む尼崎市では、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号、最終改正：令和 3 年法律第 36 号）に基づく環境基準と、尼崎市の環境をまもる条例（平成 12 年尼崎市条例第 51 号、最終改正：令和 7 年尼崎市条例第 33 号）第 20 条第 1 項の規定に基づく尼崎市における環境上の基準により土壌に係る環境基準が定められている。

土壌の汚染に係る環境基準は、環境としての土壌が果たしている機能（土壌環境機能）が多様であることを踏まえて、水質汚濁に係る環境基準のうち人の健康の保護に関する環境基準項目について、地下水等への溶出量の基準として定められたものと、農用地においては、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和 45 年法律第 139 号、最終改正：平成 23 年法律第 105 号）上の特定有害物質（カドミウム、砒素、銅）について米又は土壌含有量の基準として定められたものがある。

土壌の汚染に係る環境基準及び環境上の基準は、表 3-57 に示すとおりである。

表 3-57 土壌の汚染に係る環境基準及び環境上の基準

項目	環境基本法に基づく 環境基準	尼崎市の環境をまもる条例 に基づく環境上の基準
カドミウム	検液1Lにつき0.003mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること
全シアン	検液中に検出されないこと	検液中に検出されないこと
有機燐（りん）	検液中に検出されないこと	検液中に検出されないこと
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること	検液1Lにつき0.01mg以下であること
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること	検液1Lにつき0.05mg以下であること
砒素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る）においては、土壌1kgにつき15mg未満であること	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る）においては、土壌1kgにつき15mg未満であること
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること	検液1Lにつき0.0005mg以下であること
アルキル水銀	検液中に検出されないこと	検液中に検出されないこと
PCB	検液中に検出されないこと	検液中に検出されないこと
銅	農用地（田に限る）において、土壌1kgにつき125mg未満であること	農用地（田に限る）において、土壌1kgにつき125mg未満であること
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること	検液1Lにつき0.02mg以下であること
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること	検液1Lにつき0.002mg以下であること
クロロエチレン （別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液1Lにつき0.002mg以下であること	—
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること	検液1Lにつき0.004mg以下であること
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること	検液1Lにつき0.1mg以下であること
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること	検液1Lにつき0.04mg以下であること
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること	検液1Lにつき1mg以下であること
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること	検液1Lにつき0.006mg以下であること
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること	検液1Lにつき0.03mg以下であること
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること	検液1Lにつき0.01mg以下であること
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること	検液1Lにつき0.002mg以下であること
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること	検液1Lにつき0.006mg以下であること
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること	検液1Lにつき0.003mg以下であること
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること	検液1Lにつき0.02mg以下であること
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること	検液1Lにつき0.01mg以下であること
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること	検液1Lにつき0.01mg以下であること
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること	検液1Lにつき0.8mg以下であること
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること	検液1Lにつき1mg以下であること
1,4-ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg以下であること	—

注 1) “—”は、基準値がないことを示す。

注 2) 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては「土壌環境基準 別表」（環境省サイト）に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

注 3) カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。

注 4) 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

出典：「土壌汚染に係る環境基準について」

（平成3年環境庁告示第46号、最終改正：令和2年環境省告示第44号）

「大気の汚染、水質の汚濁、騒音等に係る環境上の基準について」

（平成13年尼崎市告示第26号、最終改正：平成27年尼崎市告示第142号）

## 7) ダイオキシン類

### ① 大気の汚染に係る環境基準

ダイオキシン類による大気の汚染に係る環境基準は、ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号、最終改正：令和 4 年法律第 68 号）及び尼崎市の環境をまもる条例（平成 12 年尼崎市条例第 51 号、最終改正：令和 7 年尼崎市条例第 33 号）第 20 条第 1 項の規定に基づき、尼崎市における環境上の基準が定められている。

ダイオキシン類による大気の汚染に係る環境基準及び尼崎市の大気の汚染に係る環境上の基準は、表 3-58 に示すとおりである。

表 3-58 ダイオキシン類による大気の汚染に係る環境基準及び環境上の基準

物質	単位：pg-TEQ/m <sup>3</sup>	
	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準	尼崎市の環境をまもる条例に基づく環境上の基準
ダイオキシン類	0.6 以下	0.6 以下

注 1) 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシンの毒性に換算した値とする。

注 2) 基準値は年間平均値とする。

出典：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び上壤の汚染に係る環境基準（平成 11 年環境庁告示第 68 号、最終改正：令和 4 年環境省告示第 89 号）  
「大気の汚染、水質の汚濁、騒音等に係る環境上の基準について」  
（平成 13 年尼崎市告示第 26 号、最終改正：平成 27 年尼崎市告示第 142 号）」

### ② 水質の汚濁に係る環境基準

ダイオキシン類による水質の汚濁に係る環境基準は、ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号、最終改正：令和 4 年法律第 68 号）及び尼崎市の環境をまもる条例（平成 12 年尼崎市条例第 51 号、最終改正：令和 7 年尼崎市条例第 33 号）第 20 条第 1 項の規定に基づく尼崎市における環境上の基準により定められている。

ダイオキシン類による水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む）に係る環境基準及び環境上の基準は、表 3-59 に示すとおりである。水質（水底の底質の汚染を除く）は年間平均値 1pg-TEQ/L 以下、水底の底質は 150pg-TEQ/g 以下と定められている。

表 3-59 ダイオキシン類による水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む）に係る環境基準及び環境上の基準

項目	単位：pg-TEQ/L		
	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準	尼崎市の環境をまもる条例に基づく環境上の基準	
ダイオキシン類	水質（水底の底質を除く。）	1以下	1以下
	水底の底質	150以下	150以下

注 1) 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシンの毒性に換算した値とする。

注 2) 水質の汚濁（水底の底質を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。

注 3) 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。

注 4) 水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。

出典：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び上壤の汚染に係る環境基準（平成 11 年環境庁告示第 68 号、最終改正：令和 4 年環境省告示第 89 号）  
「大気の汚染、水質の汚濁、騒音等に係る環境上の基準について」  
（平成 13 年尼崎市告示第 26 号、最終改正：平成 27 年尼崎市告示第 142 号）」

### ③ ダイオキシン類対策特別措置法

ダイオキシン類による土壤汚染に係る環境基準は、ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号、最終改正：令和 4 年法律第 68 号）及び尼崎市の環境をまもる条例（平成 12 年尼崎市条例第 51 号、最終改正：令和 7 年尼崎市条例第 33 号）第 20 条第 1 項の規定に基づく尼崎市における環境上の基準により定められている。

ダイオキシン類による土壤汚染に係る環境基準は、表 3-60 に示すとおりである。

環境基準は、1,000pg-TEQ/g 以下と定められている。

表 3-60 ダイオキシン類による土壤汚染に係る環境基準

項目	単位：pg-TEQ/g	
	ダイオキシン類対策特別措置法 に基づく環境基準	尼崎市の環境をまもる条例 に基づく環境上の基準
ダイオキシン類	1,000以下	1,000以下

注 1) 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

注 2) 基準値は年間平均値とする。

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壤汚染に係る環境基準

（平成 11 年環境庁告示第 68 号、最終改正：令和 4 年環境省告示第 89 号）

「大気汚染、水質汚濁、騒音等に係る環境上の基準について」

（平成 13 年尼崎市告示第 26 号、最終改正：平成 27 年尼崎市告示第 142 号）

#### (4) 環境保全に関する計画等

##### 1) 第6次兵庫県環境基本計画（令和7年3月）

兵庫県では、環境の保全と創造に関する条例（平成7年兵庫県条例第28号、最終改正：令和7年兵庫県条例第8号）第6条に基づき、環境の保全と創造に関する施策を総合的・計画的に推進する環境基本計画を策定している。

兵庫県では、1996年（平成8年）6月に「兵庫県環境基本計画」策定された。その後、環境を巡る近年の動向を踏まえて全面的に見直しが進められ、2002年（平成14年）5月に「新兵庫県環境基本計画」、2008年（平成20年）2月に「第3次兵庫県環境基本計画」、2014年（平成26年）3月におおむね10年間を計画期間として「第4次兵庫県環境基本計画」を、2019年（平成31年）2月にはおおむね10年間を計画期間として「第5次兵庫県環境基本計画」を策定した。

しかし中間年を迎え、兵庫県を取り巻く状況は大きく変化している。

兵庫県は2020年（令和2年）9月に、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロ（カーボンニュートラル）とすることを表明した。2020年（令和2年）10月には、国もカーボンニュートラル宣言を行い、グリーン成長戦略を策定し、経済と環境の好循環を目指している。

2022年（令和2年）12月に採択された「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」を受け、国は2023年（令和3年）3月に「生物多様性国家戦略2023-2030」を策定し、2030年（令和10年）までに生物多様性の損失を止める「ネイチャーポジティブ」を目指している。

また、海洋プラスチックごみや気候変動への対応が進む中、プラスチック資源循環の取組が強化されている。これらの環境課題の解決と経済成長が、持続可能な社会の実現に重要である。

さらに、シカやイノシシによる被害や外来生物の防除に対しても、取組の強化が求められている。このような社会情勢や環境課題の変化に適切に対応し、兵庫県が目指すべき持続可能な社会の将来像及び重点的に取り組むべき施策を明らかにするため、2030年までの6年間を計画期間として2025年（令和7年）3月に「第6次兵庫県環境基本計画」が策定された。

本計画では、兵庫五国の多様性を活かした環境適合型社会の実現、環境と経済・社会の統合による新しい価値の創出、県民のウェルビーイング（県民の幸福）の実現を目指している。

第6次兵庫県環境基本計画の概要は、表3-61に示すとおりである。

表 3-61 第6次兵庫県環境基本計画の概要

項目	概要
計画趣旨・計画期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会情勢の変化などに対応、現行第5次計画(2019～2030年度)を中間年で改定</li> <li>計画期間は、2050年頃を展望しつつ、2030年度までの6年間</li> </ul>
計画の方向性・基本理念	<ul style="list-style-type: none"> <li>兵庫五国の多様性を活かした環境適合型社会の実現</li> <li>環境と経済・社会の統合による新しい価値の創出</li> <li>県民のウェルビーイング（県民の幸福）の実現</li> </ul>
施策展開の3つの視点	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境価値の創出</li> <li>施策間の相乗効果の最大化とトレードオフの回避・調整</li> <li>共創力の発揮と担い手の確保</li> </ul>
施策体系	<ul style="list-style-type: none"> <li>脱炭素・自然共生・資源循環を基軸とし、環境価値を創出</li> <li>環境施策等の統合的な展開によって、健全・快適な生活環境を確保</li> <li>共創力を発揮するとともに、その担い手を確保</li> </ul>
分野ごとの具体的施策	脱炭素：温室効果ガス排出量削減率(2013年度比) ▲48% 自然共生：県土(陸域)の自然環境保全割合 30% 資源循環：一般廃棄物排出量1,617千t 産業廃棄物排出量 21,495千t 共創力：主な社会教育施設における環境学習プログラム参加者数 130,000人 健全・快適：大気・水質・騒音の環境基準達成 100%

## 2) 尼崎市環境基本計画（平成 26 年策定、平成 31 年 3 月加筆修正、令和 6 年 3 月改定）

尼崎市では、尼崎市の環境をまもる条例（平成 12 年尼崎市条例第 51 号、最終改正：令和 7 年尼崎市条例第 33 号）第 6 条に基づく良好な環境の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画として「尼崎市環境基本計画」を策定している。

尼崎市では、2003 年（平成 15 年）に「尼崎市環境基本計画」（前々計画）が策定され、環境問題への関心の高まりを背景に、公害対策に加え、地球温暖化や廃棄物の増大などへの対応を明確にし、計画を推進してきた。その後、前計画の策定から 10 年が経過し、国においても環境基本計画の改定が行われるなど、環境を取り巻く状況が大きく変化したことから、2014 年（平成 26 年）3 月に「尼崎市環境基本計画」（前計画）が策定され、環境基本計画の改定が行われるなど、環境を取り巻く状況が大きく変化したことから、2019 年（平成 31 年）3 月に加筆修正された。

目標年次を迎えるに当たり、10 年間を計画期間として 2024 年（令和 6 年）3 月に改定された。

本計画は、「環境と調和して暮らし、働くまち あまがさき」を目指す環境像とし、市民・事業者・市の環境への想いを実現するために 3 つの視点から 6 つの目標を定めるとともに、環境・資源には限りがあることを前提とし、一部の環境意識の高い市民・事業者だけが取り組むのではなく、かつて尼崎の市民・事業者・市が互いに協力し、努力しながら深刻な公害問題に取り組んできた経験を踏まえ、一人ひとりの意識・行動を変えていくことが環境問題の解決につながることを認識し、環境と調和したまちの実現を目指している。

尼崎市環境基本計画の概要は、表 3-62 に示すとおりである。

表 3-62 尼崎市環境基本計画の概要

項目	概要
計画期間	令和 6 年度（2024 年度）から令和 15 年度（2033 年度）までの 10 年間
目指す環境像	環境と調和して暮らし、働くまち あまがさき
目標	目標 1 脱炭素社会の構築 目標 2 循環型社会の構築 目標 3 自然共生社会の構築 目標 4 安全で快適な生活環境の保全 目標 5 経済のグリーン化 目標 6 環境意識の向上、行動の輪の拡大

### 3) 兵庫県地域公害防止計画（平成 24 年 3 月）

兵庫県では、「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号、最終改正：令和 3 年法律第 36 号）第 17 条により、現に公害が著しい、又は著しくなるおそれがあり、かつ、公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難になると認められる地域について、公害の防止を目的として定められる「兵庫県地域公害防止計画」を策定している。

兵庫県では、1972 年度（昭和 47 年度）からは兵庫県東部地域において、1973 年度（昭和 48 年度）からは播磨南部地域において、また、1974 年度（昭和 49 年度）からは神戸地域において、それぞれ 4 度にわたり、公害防止計画を策定し、実施してきた。さらに、1992 年度（平成 4 年度）からは、これら 3 地域を一本化し、兵庫地域公害防止計画として 4 度にわたり計画が策定され、公害の防止に関する諸施策を推進してきた。

本計画は、2020 年度（令和 2 年度）をもって終了しており、現在は新たな計画は策定されていない。その後は、より広範な環境施策として「兵庫県環境基本計画」が更新され、持続可能な社会の実現に向けた取り組みが進められている。

兵庫県地域公害防止計画の概要は、表 3-63 に示すとおりである。

表 3-63 兵庫県地域公害防止計画の概要

項目	概要	
対象地域	神戸市、尼崎市、西宮市、伊丹市、加古川市、宝塚市及び川西市（2011年4月1日現在の区域）	
計画の期間	2011年度（平成23年度）から2020年度（令和2年度）（10年間）	
計画の主要課題	(1) 交通公害 国道43号をはじめとする大気汚染及び騒音の著しい道路沿道や山陽新幹線鉄道沿線における交通公害の防止を図る。 (2) 海域の水質汚濁 大阪湾等のCODに係る水質汚濁の防止を図る。	
主要課題	達成目標	今後講ずる施策
交通公害	①自動車交通公害対策 阪神地域の主要3幹線道路沿道における自動車排出ガスに係る大気汚染及び騒音については、施策を講ずることにより、環境基準を達成していない地点について、環境基準の達成を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車単体対策の推進</li> <li>・車両規制の推進</li> <li>・ディーゼル自動車等運行規制の実施</li> <li>・低公害車等の普及促進</li> <li>・交通需要の調整・低減</li> <li>・交通流対策の推進</li> <li>・道路構造等対策</li> <li>・調査・測定</li> <li>・普及啓発活動の推進</li> </ul>
	②山陽新幹線鉄道沿線における騒音対策 新幹線沿線における騒音については、施策を講ずることにより、環境基準の早期達成をめざす。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発生源対策</li> <li>・沿線土地利用対策</li> <li>・新幹線公害対策連絡会等の開催</li> <li>・調査研究・普及啓発</li> </ul>
海域の水質汚濁	<p>海域のCODについて、環境基準の達成を図る。また、大阪湾の全窒素及び全リンについては、全水域において2010年度（平成22年度）は環境基準を達成しているものの、大阪湾（Ⅱ類型）の全リンの水質は環境基準（0.03mg/L）前後で経年推移しており、安定的な環境基準達成の状況となっていないことから、海域の状況に応じ、全窒素及び全リンの環境基準の達成を維持していく。</p> <p>このため、排水基準及び総量規制基準の遵守徹底等の対策を総合的に推進する。</p> <p>広域的な環境問題に対しては、瀬戸内海環境保全知事・市長会議等と協力し、関係機関との連携を図りながら対策の推進に努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水質汚濁防止法に基づく排水基準の遵守徹底</li> <li>・水質総量削減計画の推進</li> <li>・流出油等対策</li> </ul>

#### 4) 兵庫県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画（改訂版）（令和6年3月）

「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（平成4年法律第70号、最終改正：令和元年法律第14号）第6条及び第8条により、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の排出総量を削減するため、窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域を指定している。兵庫県は11市2町の区域が対策地域として指定されており、本法7条及び9条に基づき、本対策地域に関わる対策を、県民、事業者、行政等の参画と協働のもとに推進するため、「兵庫県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」を策定している。

兵庫県では、「兵庫県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」（前計画）が2003年（平成15年）8月に策定された。中央環境審議会大気環境部会自動車排出ガス総合対策小委員会で、本法の基本方針の見直しについて検討が行われ、以降も対策の継続が必要であること等が指摘されたため、2011年（平成23年）3月に基本方針が変更された。

これを受け、現行計画の改定が必要となり、2013年（平成25年）3月に「兵庫県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」が策定された。

令和2年度から、中央環境審議会大気環境部会自動車排出ガス総合対策小委員会において、基本方針の見直しについて検討が行われた結果、目標はほぼ達成され、現在取り組んでいる各種施策が有効に機能しているといえる一方で、現状を悪化させない観点から、これまで実施してきた施策に継続して取り組んでいく必要があるとされ、2022年（令和4年）11月に基本方針が変更された。これを受け、2024年（令和6年）3月に「兵庫県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画（改訂版）」が策定された。

本計画は、自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質の総量の削減に係る対策を、県民、事業者、行政等の参画と協働のもとに推進し、県民とともに描いた県政の基本指針「ひょうごビジョン2050」のめざす姿「カーボンニュートラルな暮らし」を実現する環境分野の実行プログラムである。

兵庫県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画（改訂版）の概要は、表3-64に示すとおりである。

表 3-64 兵庫県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画（改訂版）の概要

項目	概要		
計画の対象地域	神戸市、姫路市（旧家島町、夢前町、香寺町、安富町を除く）、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、明石市、加古川市、高砂市、播磨町、太子町		
期間	令和8年度までに大気環境基準を確保		
計画の目標	対策地域において、自動車排出窒素酸化物、自動車排出粒子状物質の総量を、2026年度（令和8年度）までに大気環境基準を確保すること		
目標達成に必要な削減量	自動車排出窒素酸化物の総量	2015年度 <sup>注)</sup>	9,390t/年
		2020年度	6,556t/年
		2026年度	6,556t/年
	自動車排出粒子状物質の総量	2015年度 <sup>注)</sup>	526t/年
		2020年度	401t/年
		2026年度	401t/年
計画達成の施策	自動車排出ガス規制の強化 車両検査・点検整備の徹底 車種規制の徹底 適合車への転換の促進 阪神東南部地域への流入車両に対する規制の実施 条例規程の遵守の指導 次世代自動車の普及促進 燃料供給設備（水素ステーション等）の整備 交通の分散 交通渋滞の解消		

注) 2015年度までに、全ての監視測定局における二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を達成するための目標。

#### 5) 兵庫県地球温暖化対策推進計画（令和4年3月改定）

兵庫県では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年法律第117号、最終改正：令和6年法律第56号（未施行あり））第21条に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」として「兵庫県地球温暖化対策推進計画」を策定している。

兵庫県では、「気候変動に関する国際連合枠組条約」（1994年（平成6年））の発効を踏まえ、1996年（平成8年）3月に「兵庫県地球温暖化防止地域推進計画」を策定し、地球温暖化対策に取り組んできた。「地球温暖化対策の推進に関する法律」（1998年（平成10年））の制定を受け、「新兵庫県地球温暖化防止推進計画」（2000年（平成12年）7月）を策定し、取組を進めてきた。その後、継続して地球温暖化対策に取り組むために、2014年（平成26年）3月に「第3次兵庫県地球温暖化防止推進計画」が策定された。さらに、COP21で採択された「パリ協定」や国が決定した「地球温暖化対策計画」などの動きを受け、2030年度を見据えた新たな計画として、2017年（平成29年）3月に「兵庫県地球温暖化対策推進計画」が策定された。

その後、2018年（平成30年）に気候変動適応の制定、2020年（令和2年）にパリ協定が運用開始するなど国内外で脱炭素化の動きが国内外で活発するなどの動きを受け、2021年（令和3年）3月に改定された。

その後、国の地球温暖化対策が強化され、2021年11月に閉幕したCOP26の成果文書でも「世界の平均気温の上昇を1.5度に抑える努力を追求することを決意する」と明記されるなど、地球温暖化対策を取り巻く状況が変化した状況を踏まえ、2022年（令和4年）3月に改定された。

本計画は、脱炭素社会の実現に向けて、長期的な将来像や取組の方向性を示すとともに、足下から着実に進めていくため、国の「地球温暖化対策計画」に基づく対策に加えて、県民・事業者・団体・行政等が一体となって取り組むことのできる県独自の取組を積極的に盛り込むことで、2030年度の温室効果ガス削減目標を設定し、積極的な取組と削減を目指すものである。

兵庫県地球温暖化対策推進計画の概要は、表3-65に示すとおりである。

表 3-65 兵庫県地球温暖化対策推進計画の概要

項目	概要
計画期間	2021年3月、「兵庫県地球温暖化対策推進計画」を改定し、「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」を明記
温室効果ガス削減目標の強化	現目標：「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」をゴールとし、県民・事業者・団体・行政等が一体となり、2030年度は、 ①35%削減（2013年度比）の達成に向け、果敢に取り組みつつ、 ②さらに取組の加速・拡大を図っていく中で、最大38%削減（2013年度比）を目指す。 新目標：「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」をゴールとし、県民・事業者・団体・行政等が一体となり、2030年度、48%削減（2013年度比）の達成に向け取り組むとともに、さらなる高みを目指す。
再生可能エネルギー導入目標の強化	現目標：2030年再生可能エネルギーによる発電量80億kWh （再エネ比率約23%） <sup>注1)</sup> 新目標：2030年再生可能エネルギーによる発電量100億kWh （再エネ比率約30%） <sup>注2)</sup>
推進体制の強化	・脱炭素社会の実現、強化した目標の達成には、県民・事業者・団体・行政等の各主体が一体となって取り組むことが極めて重要 ・そのため、「ひょうごカーボンニュートラル推進センター」（仮称）を新たに（公財）ひょうご環境創造協会に設置 ・省エネから再エネ導入まで幅広い脱炭素の取組を総合的に支援する同センターと連携して計画を推進する。
2030年度温室効果ガス削減目標達成に向けた方針・取組	方針①2050年カーボンニュートラルに向けた温室効果ガス排出削減 方針②再生可能エネルギーの導入拡大 方針③地域循環共生圏の創出 方針④暮らしの中での省エネや資源循環 方針⑤豊かな森づくりなど森林等の保全と創造 方針⑥人材育成とグリーンイノベーションへの支援

注 1) 2030年度の県内年間消費電力量に対する再生可能エネルギーによる発電量が占める割合。

注 2) 2019年度実績に、国の第6次エネルギー基本計画における総発電電力量の削減率（2019～2030年度）を考慮した再エネ比率  
国の目標（2030年度電源構成比：再エネ 36～38%）は、既存の大規模を水力発電 10%程度含んでいる。

#### 6) 尼崎市地球温暖化対策推進計画（令和4年3月、令和7年3月一部改定）

尼崎市では、「地球環境をまもるわたしたちの行動計画」（1996年（平成8年））や「尼崎市環境基本計画」（平成15年、平成25年）の策定により、地球温暖化など地球規模の課題に対する取組が推進されてきた。「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年法律第117号、最終改正：令和6年法律第56号（未施行あり））の制定以降は、法令に基づき、尼崎市地球温暖化対策地域推進計画（第1次2007年（平成19年）、第2次2011年（平成23年））を策定し、取組を進めてきた。また、2013年（平成25年）には、国から「環境モデル都市」の選定を受け、「尼崎市環境モデル都市アクションプラン」（2014年（平成26年））に具体的な取組の道筋が示された。

尼崎市では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」として、また、国から選定を受けている環境モデル都市の具体的な取組の道筋である「環境モデル都市アクションプラン」、気候変動適応法（平成30年法律第50号）第12条に基づく「地域気候変動適応計画」を兼ねるものとして、2019年（平成31年）に「尼崎市地球温暖化対策推進計画」が策定された。国が（2021年）令和3年10月に地球温暖化対策計画を改訂したほか、2022年（令和4年）3月に兵庫県地球温暖化対策推進計画を改定しており、温室効果ガス排出量の削減目標の引き上げが行われた。これらの地球温暖化対策を取り巻く状況の変化に対応するため、2022年（令和4年）3月に削減目標の引き上げなど計画の一部改訂を行った。

本市は、環境省の第1回脱炭素先行地域に阪神電気鉄道株式会社と共同で応募し、2022年（令和4年）4月26日に選定された。当該事業は、プロ野球球団と連携したスポーツによるまちづくりと脱炭素の両立を目指すものであり、2025年（令和7年）3月に開業予定の阪神タイガースファーム施設「ゼロカーボンベースボールパーク」を契機として、2025年（令和7年）3月に計画の一部を改訂した。

本計画では、基本理念「私たちのエネルギーを賢く活かせるまち あまがさき」を実現するため削減目標を設定し、二酸化炭素排出量を削減していくため「エネルギー」の量や質に着目した取組を行うとともに、排出された温室効果ガスによって引き起こされる地球温暖化の影響・被害について知り、備えていくために5つの取組の視点と4つの取組方針を設けている。

尼崎市地球温暖化対策推進計画の概要は、表 3-66 に示すとおりである。

表 3-66 尼崎市地球温暖化対策推進計画の概要

項目	概要
計画期間	2019年度（令和元年度）から2030年度（令和12年度）（12年間） 必要に応じて見直しを実施
基本理念	私たちのエネルギーを賢く活かせるまち あまがさき
削減目標	2030年度の二酸化炭素排出量を2013年度比で50%以上削減 （部門別削減目標） ・産業部門：49.4% ・業務その他部門：49.9% ・家庭部門：61.4% ・運輸部門：38.8% ・その他（廃棄物など）：53.9%
エネルギーに関する指標	2030年度のエネルギー使用量：26,752TJ 2030年度の電力排出係数：0.25kg-CO <sub>2</sub> /kWh 2030年度の太陽光発電設備導入量：4万kW （部門別の指標） ・産業部門：702kg-CO <sub>2</sub> /百万円 ・業務その他部門：94kg-CO <sub>2</sub> /㎡ ・家庭部門：1,108kg-CO <sub>2</sub> /世帯
取組の視点	1. エネルギーをなるべく使わない 2. エネルギーを無駄なく・効率よく活かす 3. エネルギー源を選ぶ 4. エネルギーを管理・調整する 5. 地球温暖化の影響を知り、備える
取組方針	（緩和策） 1. 環境に配慮した生活・事業の促進 2. 省エネ型建築物・設備の普及 3. 効率的なエネルギー利用のできる都市への転換 （適応策） 4. 気候変動の影響・被害に関する情報収集・備えの推進

## 7) 兵庫県資源循環推進計画（令和6年1月策定）

兵庫県では、「持続可能な循環型社会」の実現に向けた取組を県民、事業者、行政の参画と協働のもと、具体的に進めていくため、「兵庫県廃棄物処理計画」（2002年（平成14年）3月）が策定された。その後、5年ごと（2007年（平成19年）4月、2013年（平成25年）3月）に計画を策定し、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進及び適正処理に取り組んできた。これまでの廃棄物の発生抑制・リサイクル推進の取組等を評価し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号、最終改正：令和4年法律第68号）や各種リサイクル法の改正、廃棄物処理の基本的方針の変更などの動向を踏まえ、循環型社会の実現に向け更なる取組を進めるため、2018年（平成30年）8月に「兵庫県廃棄物処理計画」が改定された。

2018年（平成30年）8月の改定から約5年が経過したことから、この間の状況変化への対応や計画の進捗状況を評価して、この計画を改定することとした。改定に当たり、長期的な視点に立った廃棄物・リサイクル対策における目指すべき社会とその取組の方向を示した「ひょうご循環社会ビジョン」（平成13年5月策定）と「兵庫県廃棄物処理計画」を統合し、廃棄物・資源循環分野の総合計画として「兵庫県資源循環推進計画」が2024年（令和6年）1月に策定された。

また、災害廃棄物対策の手順を整理し、準備するため、本計画とは別冊で、廃棄物処理法第5条の5の規定に基づき、「兵庫県災害廃棄物処理計画」を策定している。

兵庫県資源循環推進計画の概要は、表3-67に示すとおりである。

表 3-67 兵庫県資源循環推進計画の概要

項目	概要				
目標年次	<b>■資源循環の方向性</b> 中期：令和12(2030)年頃 長期：令和32(2050)年頃		<b>■廃棄物処理計画</b> 中間目標：令和7(2025)年度 最終目標：令和12(2030)年度 基準年度：令和2(2020)年度 ※中間目標年次の状況を踏まえ改定		
計画の目標	○一般廃棄物				
	設定項目		現状・基準年度 (2020年度)	中間目標値 (2025年度)	最終目標値 (2030年度)
	目標項目	1人1日当たりの 家庭系ごみ排出量	507g/人日	477g/人日	459g/人日
		最終処分量	206千トン	169千トン <-18%>	151千トン <-27%>
	指標項目	排出量	1,815千トン	1,706千トン <-6%>	1,617千トン <-11%>
		1人1日当たりの 事業系ごみ排出量	274g/人日	260g/人日 (-5%)	242g/人日 (-12%)
		再生利用率	15.5%	19%	21%
	○産業廃棄物				
	設定項目		現状・基準年度 (2020年度)	中間目標値 (2025年度)	最終目標値 (2030年度)
	目標項目	最終処分量	542千トン	538千トン <-1%>	534千トン <-2%>
指標項目	排出量	21,209千トン	21,470千トン <+1%>	21,495千トン <+1%>	
	再生利用率 (汚泥除く)	82%	82%	83%	
目標達成に向けた 施策の推進	(1) 発生抑制・再使用・再生利用(3R)の推進 1. リデュース[発生抑制]、リユース[再使用]の推進 2. 質の高いリサイクル[再生利用]の推進 3. カーボンニュートラル・環境負荷の低減・自然生態系との共生の取組 (2) 廃棄物の適正処理の推進 1. 適正処理対策の推進 2. 適正処理体制の整備 3. 不法投棄・不適正処理未然防止対策の推進 (3) 各主体の連携、行動変容、人材育成等の推進				

注) < >内は令和2年度比削減率

## 8) 尼崎市一般廃棄物処理基本計画（令和3年3月）

尼崎市では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号、最終改正：令和4年法律第68号）第6条第1項に基づき、「尼崎市一般廃棄物処理基本計画」を策定している。

尼崎市では、2005年（平成17年）3月に目標年度を2010年度（平成22年度）とした「尼崎市一般廃棄物処理基本計画」が策定され、従来の社会システムや市民のライフスタイルを改めて見直し、持続可能な循環型社会の仕組みを構築していくために、市民、事業者及び本市との協働による廃棄物の減量・分別・リサイクルに努めてきた。その後、ごみを取り巻く社会の変化や尼崎市のごみ処理施策の展開などを踏まえ、前計画を見直し、2011年（平成23年）3月に「尼崎市一般廃棄物処理基本計画」が策定された。

前計画は令和2年度で目標年度を迎えたことから、廃棄物を取り巻く社会情勢の変化や、本市のごみ処理状況等を踏まえた改定を行い、計画期間を令和3年度から令和12年度とする新たな計画が2021年（令和3年）3月に策定された。

本計画は、「みんなで広げる『もったいない！あまがさき』」を基本理念として掲げ、「もったいない」を合言葉にした4つの視点からの取組を、市民・事業者・行政全ての主体がそれぞれの役割分担のもと進めていくことで、持続可能な循環型社会の形成を目指している。

尼崎市一般廃棄物処理基本計画の概要は、表3-68に示すとおりである。

表 3-68 尼崎市一般廃棄物処理基本計画の概要

項目	概要		
計画期間	2021年度（令和3年度）から2030年度（令和12年度）		
基本理念	みんなで広げる「もったいない！あまがさき」		
基本方針	1. リデュース・リユースの推進 2. 分別・リサイクルの推進 3. 意識啓発の推進 4. 地域の環境美化の推進 5. 経済的かつ効率的なごみ処理体制の構築 6. 環境負荷の低減 7. 安心かつ安定的なごみ処理体制の構築 8. 経済的手法の活用		
計画の目標	設定項目	実績 (2019年度)	目標値 (2030年度)
	市民1人1日当たりの「燃やすごみ」排出量を減らします	457g/人・日	410g/人・日
	事業系ごみ排出量を減らします	基準	10%減
	焼却対象量を減らします	基準	11%減

9) 瀬戸内海の環境の保全に関する兵庫県計画（令和5年11月改定）

兵庫県では、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号、最終改正：令和4年法律第68号）第4条の規定に基づき、兵庫県の区域において、瀬戸内海の環境保全に関し実施すべき施策について定めている。

兵庫県では、2008年（平成20年）に「瀬戸内海の環境の保全に関する兵庫県計画」が策定され、計画を推進してきた。その後、2015年（平成27年）に本法が大幅に改正され、基本理念として、「瀬戸内海を、人の活動が自然に対し適切に作用することを通じて、美しい景観が形成されていること等その有する多面的価値・機能が最大限に発揮された豊かな海（里海）とする」が新設された。これに基づき本県では、2016年（平成28年）10月に、瀬戸内海を豊かで美しい「里海」として再生するため実施すべき施策について定めた「瀬戸内海の環境の保全に関する兵庫県計画」が新たに策定された。

その後、2022年（令和4年）2月に変更された「瀬戸内海環境保全基本計画」や、ノリの色落ちや漁獲量の低下など兵庫県の抱える課題を踏まえ、2023年（令和5年）11月に改定された。

本計画では、「瀬戸内海環境保全特別措置法」の基本理念に従い、SDGsの達成を目指すとともに、「豊かで美しいひょうごの里海」の実現に向けて、地域団体、関係団体、事業者、行政等の幅広い主体により、5つの計画の目標を定め、目標達成のための基本的な施策を推進している。

瀬戸内海の環境の保全に関する兵庫県計画の概要は、表3-69に示すとおりである。

表 3-69 瀬戸内海の環境の保全に関する兵庫県計画の概要

項目	概要
計画期間	2023年度（令和5年度）から概ね10年
計画の目標	(1)水質の保全及び管理並びに水産資源の持続可能な利用の確保 1. 水質の保全及び管理の推進 2. 栄養塩類管理の推進 3. 底質環境等の改善等 4. 油等による汚染の防止 5. 生物の生息環境の整備等 (2)沿岸域の環境の保全、再生及び創出、並びに自然景観及び文化的景観の保全 1. 藻場・干潟等の保全、再生及び創出 2. 自然海浜の保全等 3. 埋立てにあたっての環境保全に対する配慮 4. エコツーリズム等の推進 5. 健全な水循環・物質循環機能の維持・回復 (3)海洋プラスチックごみを含む海岸漂着物等への対応 1. 海岸漂着物等の発生抑制及び除去の推進 2. プラスチックごみ対策の推進 3. 循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行 (4)気候変動等への対応 1. 監視測定の充実、調査・研究等の推進 2. 技術開発の促進等 3. 栄養塩類管理等における、最新の科学的知見に基づく評価 (5)基盤的な施策 1. 「豊かで美しいひょうごの里海づくり」の普及及び県民総参加の推進 2. 情報提供、広報の充実 3. 環境教育・環境学習の推進 4. 広域的な連携の強化等 5. 国内外の閉鎖性海域との連携

#### 10) ひょうご花緑創造プラン（平成28年6月改定、令和2年12月中間評価）

兵庫県では、緑豊かな県土づくりを総合的に推進するために、2001年（平成13年）に「さわやかみどり創造プラン」が策定され、計画を推進してきた。経済重視の成長社会から、ゆとりや潤いが重視される成熟社会へと社会が大きく変化してきたため、前計画を改定することとし、2007年（平成19年）には「ひょうご花緑創造プラン」を策定し、「参画と協働でつくる花と緑あふれる多様な県土」を基本理念に取り組みを進めてきた。近年、今後の少子化・高齢化や人口減少の進展に伴う各地域の衰退が深刻なものとして懸念されるようになり、地域の活性化・まちの活性化などの地域創生の取組が求められるようになった。これらの観点から、これまでの参画と協働の基本理念を継承するとともに、さらに緑の量と質を高める花と緑のまちづくりを進め、ゆたかな暮らしを創造していくため、2016年（平成28年）6月に「ひょうご花緑創造プラン」が策定された。また、今回の改定にあわせて、「兵庫県広域緑地計画」（平成8年3月）の要素が統合された。

その後、令和2年度に中間年を迎えたことから、花と緑をとりまく社会状況の変化を考慮しつつ、本プランの目標及び推進施策の進捗状況の確認が行われている。

本計画では、花緑の「育み」、「恵み」による「ゆたかな暮らし」の実現を新たな理念として、基本目標と地域目標を設定し、5つの基本方針のもと目標達成の実現にむけて推進している。

ひょうご花緑創造プランの概要は、表3-70に示すとおりである。

表 3-70 ひょうご花緑創造プランの概要

項目	概要	
計画年度	2016年度（平成28年度）から2025年度（令和7年度）（10年間） 中間年となる2020年度（令和2年度）に、必要に応じて見直しを实地	
理念	花緑の「育み」、「恵み」による「ゆたかな暮らし」の実現	
目的	県民のゆたかな暮らしの実現に寄与するため、県民・団体・事業者・行政との参画と協働による花と緑の取組の方向性を示す	
1. 基本目標	・身近な花と緑に満足する人の割合を増やす	プラン策定時（2014年度）：65%
		中間年（2020年度）：実績78.8% 目標67.5%
		目標（2025年度）：70%
	・市街化区域の緑地割合3割の維持	プラン策定時（2013年度）：30.6%
		中間年（2020年度）：実績30.3%
		目標（2025年度）：30%
・人口集中地区の緑地割合25%の確保	プラン策定時（2013年度）：23.9%	
	中間年（2020年度）：実績24.6% 目標24.2%	
	目標（2025年度）：25%	
2. 地域目標	都市地域：ゆとりと潤いある都市空間の維持・創造 農山村地域等：田園・里山空間等多自然環境の保全・活用 森林地域：豊かな多自然環境にある森林の保全・活用	
基本方針	1. 花と緑を活かして、人と人・地域とのつながりやコミュニティをつくります 2. 花と緑を活かして、人にやさしい環境をつくります 3. 花と緑を活かして、自然と共生した環境をつくります 4. 花と緑を活かして、すべての世代の健康や生きがい、地域間の交流や地域への愛着、にぎわいをつくります 5. 花と緑を活かして、安全・安心に暮らせる地域をつくります	

### 11) 尼崎市みどりのまちづくり計画（令和6年3月改定）

尼崎市では、「都市緑地法」（昭和48年法律第72号、最終改正：令和6年法律第40号）第4条によって定められた都市における緑のまちづくりに関する計画として「尼崎市緑の基本計画」を策定している。

尼崎市では、1999年（平成11年）に「尼崎市緑の基本計画」が策定され、緑の整備や緑化活動などの取組を進めてきた。その後、上位計画である「尼崎市総合計画」やその他関連計画の改定、また、人口減少社会の到来や生物多様性の保全の必要性の高まりなどの社会情勢の変化を踏まえ、今後の緑の将来像を改めて見つめなおし、その実現に向けて市民・事業者とともに緑のまちづくりの取組をさらに進めるため、2014年（平成26年）7月に改定された。

その後、2023年（令和5年）に上位計画である「尼崎市総合計画」が改定され、同じく上位計画である尼崎市都市計画マスタープランをはじめとした関連計画の改定、また、人口減少社会の進行や脱炭素社会に向けた機運の高まりなどの社会情勢の変化を踏まえ、市民・事業者・行政をはじめとした「みんな」でみどりのまちづくりの取り組みをさらに進めるため、「尼崎市みどりのまちづくり計画」として2024年（令和6年）3月に計画が策定された。

本計画では、「みんな」（市民・市民団体、事業者、行政等）が、それぞれ主体的に行動し、まちのみどりへの愛着を深め、住みやすいまち、働きやすいまちと感じ、そして、持続することを目指し、みどりの基本理念と将来像を設定している。

尼崎市みどりのまちづくり計画の概要は、表3-71に示すとおりである。

表 3-71 尼崎市みどりのまちづくり計画の概要

項目	概要
計画期間	2024年度（令和6年度）から2033年度（令和15年度）（10年間）
基本理念	みんなで識り、創り、守り、つなごうあまがさきのみどり
将来像	みんなで、みどりを身近に感じ、利用することで、まちの価値を高め、より良いまちを目指す。 みんなで、みどりについて考え、行動し、これまで培ってきたみどりを未来へ継承する。
計画の目標	「みどりによるまちの暮らしやすさ」を引き上げ ※みどりによるまちの暮らしやすさについて、「満足」もしくは「やや満足」と感じる市民の割合を10ポイント引き上げることを本計画の目標とします。
基本方針	1. みどりでまちつなぎ ・魅力的な公園づくり ・快適な街路樹づくり ・まち並みの緑化推進 2. みどりで人つなぎ ・みどりを守り育てる活動支援 ・みどりの魅力を感じる情報発信 3. みどりで未来つなぎ ・市民の安全や生物多様性を守るグリーンインフラの推進

## 12) 地域景観形成等基本計画（地域景観マスタープラン）（平成 20 年 7 月）

兵庫県では、「景観の形成等に関する条例」（昭和 60 年兵庫県条例第 17 号（都市景観の形成等に関する条例（題名改正〔平成 5 年条例 16 号〕、最終改正：令和 4 年兵庫県条例第 21 号）が制定され、恵まれた自然や歴史・文化と調和した美しく魅力ある景観を守り、育み、創り、そして将来に伝えるため、さまざまな取組を進めてきた。2007 年（平成 19 年）3 月には「景観の形成等に関する条例」が改正され、広域の見地に配慮した景観の形成等を図る必要があると認める地域について、景観の形成等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画として、「地域景観形成等基本計画（地域景観マスタープラン）」を定めることができるとされた。

兵庫県では、2008 年（平成 20 年）7 月に西播磨地域及び丹波地域で地域景観マスタープランが策定され、地域景観づくりを進めている。

なお、調査対象区域は本計画の対象外である。

本計画は、地域景観づくりに係る全ての主体が、景観の重要性について「気づき」、景観形成について「考え」、連携して継続的に地域景観づくりに向けて「行動する」ための計画である。地域景観形成等基本計画の概要は、表 3-72 に示すとおりである。

表 3-72 地域景観形成等基本計画

項目	概要
策定地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・西播磨地域地域景観マスタープラン （相生市、赤穂市、宍粟市、たつの市、太子町、上郡町、佐用町の全域）</li> <li>・丹波地域地域景観マスタープラン（篠山市、丹波市の全域）</li> </ul>
目的	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地域景観形成の方向性を共有する</li> <li>2. 広域的な視点からの計画的な施策展開を図る</li> <li>3. 参画と協働による継続的な地域景観づくりを図る</li> </ol>
構成	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地域景観の目標 地域景観の特徴を踏まえた景観形成の基本的な考え方を示します</li> <li>2. 「地域景観の約束」 地域景観づくりに係る各主体が共有すべき景観形成のための配慮事項を設定します</li> <li>3. 拠点からの地域景観づくり 地域景観づくりに係る各主体が重点的に施策を検討し、景観形成に取り組むべき区域を「地域景観づくりの拠点」（重点地区、重点軸）として選定し、景観形成のイメージと具体的な施策展開の方向性を提示します</li> <li>4. 地域景観づくりの進め方 ①地域景観づくりに係る各主体の役割の明確化と連携強化を図ります。 ②地域景観づくりの取組の現状に応じた多様な主体の協議のための場の設定と景観コーディネーターの育成のあり方を提示します</li> </ol>

### 13) 尼崎市都市美形計画（平成 23 年 11 月）

尼崎市では、「尼崎市都市美形成条例」（昭和 59 年尼崎市条例第 41 号、最終改正：令和 6 年尼崎市条例第 33 号）が制定され、1985 年（昭和 60 年）に「尼崎市都市美形成基本計画」が策定され、積極的に都市美行政に取り組んできた。その後「景観法」（平成 16 年法律第 110 号、現行施行法：令和 6 年法律第 40 号、最終改正：令和 7 年法律第 25 号（公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において政令で定める日））が制定されたことにより、自主条例に基づく都市美行政を見直し、景観法第 8 条第 1 項に基づく景観計画として、2011 年（平成 23 年）11 月に「尼崎市都市美形成計画」が策定された。

本計画では、尼崎市の成り立ちと景観特性をふまえ、「誇りと愛着と活力のある美しいまち」を基本理念とし、その実現にむけて基本目標と基本方針を設定している。

尼崎市都市美形成計画の概要は、表 3-73 に示すとおりである。

表 3-73 尼崎市都市美形成計画の概要

項目		概要
基本理念		誇りと愛着と活力のある美しいまち
計画の区域		尼崎市全域
基本目標		1. 顔のあるまち 2. 表情ゆたかなまち 3. 賑わいのあるまち
基本方針	都市美形成の基本姿勢	1. つくる まちづくりや建物・工作物の整備、修繕において、将来に亘って引き継がれるような高質な都市景観を創造し、新しい魅力をつくり出します 2. まもる これまで蓄積されてきた、歴史的景観や文化的景観など良好な景観の価値を認識し、それを構成する都市美形成上重要な資源を、保存・継承します 3. そだてる 今まで育まれてきた地域の特性や個性を尊重し、地域らしさを活かした都市美形成を図り、魅力あるまちを育てます
	都市美誘導の基本的考え方	「まちなみ景観」（まとまりのある景観の広がり） ・用途地域による景観類型 ・地区計画（形態意匠制限を定めている地区） ・歴史的景観を備えた地域 「まちどおり景観」（つながりのある景観が連続的に展開するもの） ・幹線道路等沿道 ・鉄道沿線 ・市街地内河川・運河・海岸沿い 「まちかど景観」（周囲からきわだった景観を呈する拠点であり、都市や地域のシンボル） ・主要駅周辺地域 ・都市美形成建築物等 ・公共建築